
F 0 1 0. 事前届出搬入連絡

業務コード	業務名
I F G	事前届出搬入連絡呼出し
I F G 0 1	事前届出搬入連絡

1. 業務概要

事前届出または計画輸入における事前届出の貨物が搬入された際、利用者が検疫所に対して事故の有無を連絡する業務である。また、届出の全欄が審査終了済となった場合は、「食品等輸入届出済証情報」を出力する。また、検査命令を出力する旨が登録されている場合は、「検査命令情報」及び「連絡書情報」を出力する。

2. 入力者

全利用者（税関、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

（1）「事前届出搬入連絡呼出し（I F G）」業務の場合

（A）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（B）入力項目チェック

（a）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（b）項目間関連チェック

なし。

（C）DB関連チェック

（a）利用者

- ①「利用者DB」に登録されている利用者であること。
- ②食品等輸入届出をした利用者と同じであること。
- ③税関、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関以外の利用者であること。

（b）届出受付番号

- ①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。
- ②入力された届出受付番号に対して、処理権限があること。
- ③届出種別が「事前届出」または「計画輸入における事前届出」であること。
- ④搬入年月日 ≤ 業務実施日であること。
- ⑤全欄が事前審査終了未済である場合は、登録されている「事故の有無」欄が「Nまたは△（半角スペース）」であること。
- ⑥事前審査終了済である欄が1つ以上存在する場合は、登録されている「事故の有無」欄が「△（半角スペース）」であること。
- ⑦届出済であること。
- ⑧審査終了済ではない欄が1つ以上存在すること。
- ⑨届出処理済でないこと。
- ⑩無効でないこと。

（c）品目コード

「輸入食品監視支援業務用品目DB」に存在すること。

（d）原材料または材質

「原材料・材質DB」に存在すること。

（e）添加物または成分

「添加物・成分DB」に存在すること。

- (f) 製造または加工の方法コード
「製造・加工方法DB」に存在すること。
- (2) 「事前届出搬入連絡 (I F G 0 1)」業務の場合
 - (A) 入力者チェック
前記4－(1)－(A)の入力者チェックと同じ。
 - (B) 入力項目チェック
 - (a) 単項目チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
 - (b) 項目間関連チェック
「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。
 - (C) DB関連チェック
 - (a) 暗証記号
 - ①「暗証記号DB」に登録されていること。
 - ②該当の利用者コードと輸入者符号に対応する暗証記号が入力されていること。
 - (b) 事故の有無
 - ①全欄が事前審査終了未済である場合は、登録されている「事故の有無」欄が「N、または△（半角スペース）」であること。
 - ②事前審査終了済である欄が1つ以上存在する場合は、登録されている「事故の有無」欄が「△（半角スペース）」であること。
 - (c) 届出受付番号
 - ①「食品等輸入届出DB」に登録されていること。
 - ②入力された届出受付番号に対して、処理権限があること。
 - ③届出種別が「事前届出」または「計画輸入における事前届出」であること。
 - ④搬入年月日 ≤ 業務実施日であること。
 - ⑤届出済であること。
 - ⑥審査終了済ではない欄が1つ以上存在すること。
 - ⑦届出処理済でないこと。
 - ⑧無効でないこと。

5. 処理内容

- (1) 入力チェック処理
前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。
合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）
- (2) 出力情報出力処理 (I F G業務の場合)
後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。
- (3) 事前審査終了取消処理
事前審査終了済の届出について、再審査の必要があるとシステムにより判断した場合は、事前審査終了の旨を取り消す。
- (4) 審査終了処理
以下のいずれかの条件に合致する場合は、指定された欄を審査終了済とする。
 - ①入力された事故の有無が「“N”（事故無し）」であること。
 - ②事前審査終了済であること。
 - ③審査終了未済であること。

④再審査をする必要がある品目等でないこと。

(5) 届出処理済処理

全欄が欄部処理済となった場合は、指定された届出を届出処理済とする。

(6) 食品等輸入届出DB処理

入力項目及び処理結果を、登録されている「食品等輸入届出DB」に更新する。ただし、事前審査終了未済である場合は、入力された内容のみを「食品等輸入届出DB」に登録する。

(7) 共通管理番号関連処理

共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

ただし、審査終了未済の欄が存在する場合には、共通管理番号関連処理のリンクは行わない。

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照。

(B) 「保留解除等（自動起動）（1CW01）」業務登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「保留解除等（自動起動）（1CW01）」業務登録処理」を参照。

(8) 食品等輸入届出済証情報出力処理

上記（4）にて、届出番号の全欄が審査終了となった場合は、後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

ただし、以下のいずれかの条件に合致した欄については「食品等輸入届出済証情報」の出力を行わない。

①違反の届出である。

②部分届出済要求が行われている。

(9) 検査命令情報・連絡書情報出力処理

以下の条件に合致した欄について後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

①事故の有無が「N」（事故無し）である。

②検査命令を出力する旨が登録されている。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
事前届出搬入連絡情報	I F G業務の場合	入力者
食品等輸入届出済証情報	前記5－（8）の条件を満たす場合	入力者
検査命令情報	前記5－（9）の条件を満たす場合	入力者
連絡書情報	前記5－（9）の条件を満たす場合 ^{*1}	入力者

（＊1）「食品等輸入届出双方向履歴照会（CFH）」業務で検査命令を出力する旨が登録されている場合

7. 特記事項

特になし。